

助成申請・推薦要望受付のご案内

1 助成事業

岩手県共同募金会では、次の助成事業の助成申請及び推薦要望を受付けます。

- 「平成30年度共同募金による平成31年度施設整備費」助成申請
 - 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団「平成30年度施設整備等助成事業」推薦要望
- ※ 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業への申請には、岩手県共同募金会の推薦が必要

2 助成事業の概要

事業名	平成30年度共同募金による 平成31年度施設整備費	平成30年度施設整備等助成事業
実施団体	社会福祉法人岩手県共同募金会	公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団
事業年度	平成31年度に実施する事業	平成30年度に実施する事業
助成総額	1,600万円程度 (平成30年度募金実績により決定)	481万円 (推薦枠:3事業以上)
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人、更生保護法人 ・ 社会福祉事業を行うNPO法人 ・ 福祉共同作業所等を運営する任意の福祉団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人(社会福祉協議会を除く) ・ 更生保護法人 ・ 社会福祉事業を行うNPO法人
対象事業	<p>次の施設整備事業で、助成を受けて実施する必要性が認められるもの</p> <p>建物整備 (建物と一体となった設備を含む)</p> <p>※ 岩手県共同募金会が実施する施設整備費助成事業では、NPO法人や福祉団体による施設の新築、増築等、建物面積の増加につながる事業は対象となりません。</p> <p>機器・備品整備</p> <p>車両整備 (新規購入、更新)</p> <p><車両の更新要件></p> <p>① 排気量 660cc 以下 初度登録から10年経過、あるいは走行距離 10万 km 以上</p> <p>② 排気量 661cc～1,999cc 初度登録から13年以上、かつ走行距離 13万 km 以上</p> <p>③ 排気量 2,000cc 以上 初度登録から13年以上、かつ走行距離 15万 km 以上</p> <p>④ 上記①～③には該当しないが、相当な老朽化や重大な故障の発生など、特に更新の必要性が高いと判断される場合</p>	
助成基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人の場合 <助成率> 事業費総額の75%以内 <上限額> 建物・機器 300万円 車両 150万円 ○ NPO法人・任意の福祉団体の場合 <助成率> 事業費総額の90%以内 <上限額> 建物・機器 200万円 車両 150万円 	<p><助成率> 事業費総額の75%以内</p> <p><助成額> 県内総額 481万円を3事業以上に分けて助成します。</p>

※ 詳細は、岩手県共同募金会及び公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の各ホームページをご覧ください。

3 助成申請及び推薦要望の方法

次の書類を、施設所在地の市町村共同募金委員会(市町村社会福祉協議会内)に、各2部提出してください。

- (1) 共同募金施設整備費助成申請書兼中央競馬馬主社会福祉財団助成事業要望書(様式1)
- (2) 添付書類一覧表(様式2)
- (3) 添付書類一覧表に記載されている必要書類

※ 各様式は、岩手県共同募金会ホームページの「お知らせ」からダウンロードできます。

<ホームページアドレス> <http://www.akaihane-iwate.or.jp>

4 申請・要望受付期間

平成30年4月16日(月)～平成30年5月31日(木)

5 助成決定及び助成金の交付

- (1) 岩手県共同募金会「平成30年度共同募金による平成31年度施設整備費」

助成内定	平成30年8月中旬	内定法人・団体は、今年度共同募金運動にご協力をお願いします。
助成決定	平成31年3月下旬	平成30年度共同募金実績により助成計画の調整を行い、助成額を決定します。
決定通知	平成31年4月上旬	決定法人・団体は、市町村共同募金会に関係書類を提出し、事業を開始します。
助成金の交付	事業完了後の精算払い	事業終了後、完了報告書類を市町村共同募金委員会に提出します。

- (2) 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団「平成30年度施設整備等助成事業」

推薦決定	平成30年7月中旬	決定法人は、 <u>同財団所定様式により改めて申請書類の作成が必要となります。</u> (通知後10日間程度で作成いただきます。)
助成決定	平成30年9月中旬(予定)	決定法人は、同財団からの交付決定通知により事業を開始します。
助成金の交付	事業完了後の精算払い	事業終了後、同財団に事業実施報告書類を提出します。

6 その他

- (1) 助成申請及び推薦要望は、1法人・団体1事業とします。
- (2) 社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)、更生保護法人及び社会福祉事業を行うNPO法人は、岩手県共同募金会及び中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業への重複申請ができます。ただし、助成又は推薦決定は、どちらか一方のみとなります。
- (3) 助成により整備する物件には、それぞれ助成標識(岩手県共同募金会又は中央競馬馬主社会福祉財団指定)の掲示が必要となります。

【担当】

岩手県共同募金会 佐藤

電話 019-637-8889

FAX 019-637-9712